

令和6年度 第1回 神奈川県土地収用事業認定審議会 議事録

- 1 日 時 令和6年9月3日（火） 15:00～15:50
- 2 場 所 神奈川県庁新庁舎5階第5B会議室
- 3 出席者
事業認定審議会委員 嘉藤委員、原田委員、小峯委員、荒井委員、種子島委員
三瓶委員
事務局 幹事 高原用地課長
書記 野畑課長代理、酒井主査、熊澤主任主事
矢野事務補助員
- 4 傍聴者 なし

5 審議経過

【事務局】

それでは、定刻となりましたので、令和6年度第1回神奈川県土地収用事業認定審議会を開催いたします。

私は、用地課課長代理の野畑と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

はじめに、本日は7名中6名の委員の方にご出席をいただいておりますので、神奈川県土地収用事業認定審議会条例第5条に定められております、委員の2分の1以上の出席の定足数を満たしていることをご報告いたします。

なお、小峯委員はオンラインでのご出席となります。また、石川委員におかれましては、所用によりご欠席との連絡をいただいております。続きまして、本日の議題に入ります前に、用地課長の高原より、一言ご挨拶申し上げます。

【用地課長】

(あいさつ)

【事務局】

それでは、本日の議事の進行についてですが、まず、運営規程に基づき会議を公開することについての確認をお願いします。次に、会長及び副会長の選任をお願いします。続きまして、土地収用制度について、事務局からご説明いたします。最後に、運営規程に基づき、議事録の公開についてご確認いただくという流れでお願いしたいと考えております。

議事の流れは以上でございます。

なお、リモートでご参加いただいている小峯委員にもよく聞こえるよう、発言の際は各テーブルのマイクをオンにさせていただきまして、ご使用いただきますようお願いいたします。

また、審議会の議事録作成及び今後の審議会運営の参考にするため、ICレコーダー等による録音を行いますので、ご了承ください。

(了承)

以降の進行は、当審議会幹事であります高原用地課長が行います。
それでは、高原課長、よろしく申し上げます。

【用地課長】

本日は委員改選後初めての審議会であります。委員の皆様は、お配りの名簿のとおり、委員7名のうち5名の方が、前期から継続してご就任いただいております、前期まで会長を務められた佐藤委員に代わり原田委員が、また、赤木委員に代わり、小峯委員が新たに委員にご就任いただいております。

大変恐縮でございますが、折角の機会でございますので、各委員の皆様方におかれましては、名簿の順に自己紹介をお願いできればと存じます。

(各委員 自己紹介)

皆様どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

(事務局職員自己紹介)

それでは、続きまして、本日の会議の公開について確認させていただきます。
当審議会の運営規程第7条によりますと、会議は公開が原則となっております。

ただし、会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じるおそれがあるなど、非公開事由に該当すると審議会が判断した場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができます。今回の議題、資料から判断しますと、本日の会議は非公開事由には該当しないと考えられます。この点について、ご意見等ございますでしょうか。

(意見なし)

特にご意見等はないようですので、会議を公開することといたします。

なお、現在のところ傍聴人はおりません。この後、傍聴希望者が来た場合は傍聴可能とさせていただきます。

それでは議題に移ります。

2 議題の「会長・副会長の選任について」でございます。会長及び副会長は、当審議会条例第4条の規定により、委員の互選によって定めることとなっておりますが、僭越ですが、私の方で進行させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(了承)

それでは、会長及び副会長の選任について、自薦他薦は問いませんので、何かご意見がございましたらよろしく願いいたします。

(意見なし)

特にご意見がないようですので、事務局から提案をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(了承)

それでは、事務局案としましては、前任期において、副会長をお願いしておりました嘉藤委員を会長に、また、法曹界の分野において、新たにご就任いただいた原田委員を副会長をお願いしたいと考えております。いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、嘉藤委員に本審議会の会長を、原田委員に副会長をお願いいたしま

す。よろしく申し上げます。

早速で恐縮でございますが、審議会条例第5条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、嘉藤会長に本日の審議会の議長をお願いいたします。

それでは、議長席の方にお移り願います。

以後の議事進行を嘉藤会長をお願いいたします。

【議長（嘉藤委員）】

（あいさつ）

それでは次第に従って進めてまいります。3 その他の「土地収用制度について」に移りますが、こちらにつきまして、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、「土地収用制度について」ご説明させていただきます。1枚目に「土地収用制度について」と記載されたパワーポイント資料をご覧ください。

この資料は片面1枚にスライド2ページ分を印刷しておりますが、それぞれのスライドの右下にページ番号を記載しております。

また、小峯委員につきましては、事前にメールで送付しました「土地収用制度について」をご覧ください。

スライド2ページをご覧ください。

ご説明する内容はこちらの「本日の流れ」のとおりとなります。内容については、既にご存じの委員の方もいらっしゃると思いますが、本審議会の基本的な事項になりますので、改めてご説明させていただきます。

まず「1. 土地収用法について」ご説明します。

スライド4ページをご覧ください。

財産権は、憲法によって強い保障のもとにあります。憲法第29条第1項には、「財産権は、これを侵してはならない。」と定められておりますが、財産権は、憲法が保障する基本的人権であり、公共事業のためであっても、無闇に制限することはできません。

ただし、例外的に、私有財産を公共の用に供することができる場合があります。憲法第29条第3項では、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」とされています。社会活動が円滑に進んでいくため

には様々な公益性のある事業が必要とされていますが、この事業を実施するためには、多くの場合、土地が必要です。

財産権は保障されるべき基本的人権ではありますが、社会活動に支障を生じさせないために、財産権を制限し、公益性のある事業に必要な土地を強制的に取得させる必要があります。それについて定めているのが土地収用法です。

スライド5ページをご覧ください。

土地収用法が適用された場合、最終的には土地等の所有者の財産権を制限して、事業を行う起業者は収用又は使用する権利を得ますが、これは用地取得における最終手段であり、起業者は慎重な検討の上、土地収用法の活用を判断する必要があります。事業用地を早急に取得する必要があるか、取得する範囲は必要最小限か、他にも「収用」ではなく「使用」で対応できないか等、権利を制限する必要性を検討します。

スライド6ページをご覧ください。

先ほどご説明しました憲法第29条第3項に、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」とあり、収用は2段階の手続きから構成されています。

一つ目は、公共のために、どの程度の公益性・公共性があるかを判断する「事業認定手続」で、用地課が所管しています。

二つ目は、事業認定された案件について、正当な補償額はどの程度の金額かを定める「裁決手続」です。こちらは収用委員会が所管しています。

なお、収用委員会については、県知事とは独立した機関という扱いになっております。

スライド7ページをご覧ください。

土地収用全体の流れについてご説明します。

まずは茶色い囲いをご覧くださいなのですが、左側が事業認定手続の流れ、右側が裁決手続の流れとなっています。

事業認定の処分は、国土交通大臣又は都道府県知事が行いますが、ここでは、都道府県知事が事業認定を行う場合についてご説明します。

土地収用法において、市町村のように公共事業を行う主体を起業者といたします。事業認定申請は、起業者が事業に必要な土地を取得する際、事業反対等により任意契約での取得ができない場合に、起業者の判断で行われます。フロー図に

基づき説明をしていきますが、事業認定は起業者が事業説明会を開催した上で事業認定庁に申請を行います。

その後、公告、2週間の縦覧がなされます。縦覧期間内に利害関係者からの公聴会開催請求や反対の意見書の提出がない場合は、真ん中の矢印のように、そのまま事業認定となります。

また、公聴会開催請求があった場合は公聴会の開催を、反対の意見書の提出があった場合は、事業認定審議会を開催し、認定の可否について検討していくこととなります。

これらの手続きを経て、事業認定庁は事業認定に関する処分を行いますと、その後、起業者は、次の段階の裁決手続に入り、収用委員会の裁決に基づき、土地所有者に補償金を支払い、土地の所有権を取得するという流れになっています。

なお、裁決後も土地所有者が期限までに起業者に土地を引き渡さないときは、起業者の請求により都道府県知事が行政代執行を行うこととなります。

続いて、「2. 事業認定の概要」です。

スライド9ページをご覧ください。

事業認定とは、「申請事業が土地を収用するに値する公益性を有することを認定すること」であります。

スライド10ページをご覧ください。

事業認定庁についてですが、申請者や事業の内容によって事業認定の主体がどこになるかが決まります。主な区分けとして、国の事業や複数の地方整備局の管内にまたがる民間事業の場合は、国交大臣が認定することになっています。

また、都道府県の事業や、複数の都道府県にまたがる民間事業の場合は、地方整備局長が認定することになっています。

さらに、市町村の事業や、1つの県の中で実施される民間事業の場合は、都道府県知事が認定することになっています。本県が認定庁になる場合はこれに該当します。

スライド11ページをご覧ください。

こちらは令和3年度から5年度の本県相談状況です。

道路事業の相談が多く令和3年度から11件、7件、13件と推移しておりますが、次のページの「本県事業認定件数」のとおり、実際に認定に至ったのは、令和4年度1件、令和5年度2件と少なくなっています。理由としましては、事業

認定の相談を行ったものの、任意取得により用地を取得することになり、事業認定の必要がなくなったことなどが考えられます。

次に「3. 事業認定の要件」です。

スライド14ページとともに、お手元の規定集のファイルの付箋箇所をお開き下さい。小峯委員については、「土地収用法」ファイルの7ページをご覧ください。

土地収用法第20条ですが、「県知事は、申請に係る事業が次の各号の全てに該当するときに事業の認定をすることができる。」とあります。

このとおり、申請事業が第20条の1～4号の全てに該当するときに事業認定をすることができます。

では、4つの要件について簡単にご説明させていただきます。

スライド15ページをご覧ください。

1号は、「事業が法第3条各号の一に掲げるものに関するものであること」です。事業認定ができる事業の種類には一定の制約があります。それを土地収用法第3条で定めており、収用適格事業として道路や河川等35種類の事業が列挙されています。1号要件は、この35種類ある収用適格事業に該当するか否かを審査します。

スライド16ページをご覧ください。

2号は、「起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること」です。これは起業者が実際に事業を遂行しうる準備を整えているか否かを審査するものです。

自治体が起業者である場合の例になりますが、十分な意思として、「議会の議決はあるか」、「事業のための総合計画等が策定されているか」などの確認を、十分な能力として「予算や人員が足りているか」、「事業遂行に必要な行政庁の許認可等が得られているか」などを確認し、2号要件を満たしているか、判断する必要があります。

スライド17ページをご覧ください。

3号は「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること」です。この要件の中心的な判断事項は、「得られる公共の利益」と「失われる私的ないし公共の利益」を比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められるかということになります。これは、事業認定取消訴訟等の判例の中で確立されてきました。

右の図は、道路事業を例としてお示ししておりますが、天秤の右側、「得られる公共の利益」としては、渋滞の緩和、事故の減少、物流コストの低下などが考えられます。一方、天秤の左側、「失われる私的ないし公共の利益」としては、自然環境、個人の居住の権利、騒音などが挙げられます。

これらを比較衡量し、「得られる公共の利益」が「失われる私的ないし公共の利益」に優越すると認められる場合に、本号の要件を充足するものと判断します。

審議会で申請案件について皆様にご審議いただく場合は、この第3号が審議の中心になるところであります。

スライド18ページをご覧ください。

3号の合理性を判断するためのもう一つの視点として、代替案の比較検討の実施があります。申請案を含めた3案を様々な観点から比較検討しますが、周辺環境や支障物件の有無などに加え経済的観点も重要視されるところです。

ただし、参考にもありますように、「都市計画事業で都市計画決定された内容と整合していれば、代替地比較は不要」です。これは、都市計画決定の際に、説明会、公聴会の開催等住民の意見を反映させる手続きを経ており「事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること」について相当程度実質的な検討が行われているためです。

スライド19ページをご覧ください。

4号は、「土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること」です。事業が1号から3号までの各要件に合致しても、なお収用という手段をとることについて公益上の必要に欠けるところはないかどうかを審査します。

例えば、「早期に事業を施行する必要があるか」、「収用ではなく使用で解決できないか」という点があります。使用は、地下や空中のみを利用する、又は一時的に土地を利用するときに、一部の私権の行使を制限することを目的としています。

「使用」で足りる土地の利用について、より権利制限の程度の強い「収用」を用いることは相当とは認められないため、申請事業の公益性の発揮のために「収用」と「使用」を合理的に使い分けているかを確認します。

以上、ご説明しました4つの要件について、それぞれ適合性があるかを判断し、全てに該当する場合に事業認定をします。後ほど具体の事案について、4つの要件の適合性などの観点からご説明させていただきます。

次に「4. 事業認定審議会について」です。

スライド 21 ページをご覧ください。

「審議会設置の経緯」についてです。

本審議会は、平成 13 年の土地収用法の改正により設置されました。改正の背景には住民の公共事業に対する意識の変化があります。改正前の土地収用法では、特定の専門家の意見を聞くことは可能でしたが、総合的な利益衡量を行った上で意見を聴取することができませんでした。

そこで、事業認定の中立性及び信頼性を向上させるために、原則、第三者機関からの意見聴取が義務付けられ、各分野の専門的知識を有する方に議論いただくことを通じて、事業認定における公益性について専門的かつ総合的な意見を形成していただくこととなりました。

スライド 22 ページをご覧ください。

平成 13 年の土地収用法改正時の国土交通委員会の附帯決議によると、「事業認定の審議に携わる委員については、法学界、法曹界、都市計画、環境、マスコミ、経済界等の分野からバランスよく人選を行い、事業認定の中立性、公正性等の確保に努めること」とあります。本県でも、この附帯決議にある 6 分野の皆様を委員をお願いしているところです。

スライド 23 ページをご覧ください。

「開催の要件等」についてです。

都道府県知事が事業認定の処分を行う際は、原則として審議会を開催して意見を聴き、その意見を尊重しなければなりません。

ただし、申請書の縦覧中に利害関係人からの意見書の提出がない場合、また、意見書が提出されたとしても、その内容が、事業認定庁が行おうとしている処分と反対の趣旨でない場合にはこの限りでない、とされています。

以上のことは、土地収用法第 25 条の 2 に明記されていますが、これらの条文を踏まえまして、本審議会につきましては、利害関係人から反対の趣旨の意見書が提出された場合に審議会を開催してきた経緯があります。

スライド 24 ページをご覧ください。

「審議の内容」についてです。

実際に審議会が開催されることになった場合、委員の皆様には主に 2 点についてご審議いただくこととなります。

1 点目は、事業認定の申請に対し、認定庁が行おうとしている処分及びその理

由について、2点目は、申請内容が公告・縦覧され、これに対し反対意見が提出されたとき当該意見に対する認定庁の見解についてです。

続いてスライド25ページをご覧ください。

平成24年以降の開催状況です。

本審議会は、平成14年に第1回の審議会を開催してから、正副会長の互選等のために、概ね2年に1度開催してきましたが、平成27年度に本県で初めて利害関係人から意見書の提出があり、事業認定案件のご審議をお願いいたしました。この際は審議内容が多岐に渡ったことから、2度ご審議いただいています。

次に、「5. 最近の事業認定事例」について、ご説明します。

スライド27ページをご覧ください。

直近の道路事業の認定事例について、まずは概要をご説明いたします。

認定時期は「令和6年3月」、起業者は横浜市、事業名は市道平戸第486号線・市道上大岡119号線道路改良工事、事業内容は「道路幅員が狭小で、交通事故が多発する等の課題があるため、現道の拡幅工事を行う」というものです。

スライド28ページをご覧ください。

本件区間の位置関係についてです。対象となっている路線は、青の線から茶色の線まで続く全長7,190mの「都市計画道路汐見台平戸線」の一部として位置づけられている「市道平戸第486号線」と「市道上大岡第119号線」となっています。赤線で本件区間(550m)と記載の箇所が事業認定の申請区間となっています。

スライド29ページをご覧ください。

先ほどの地図の本件区間を拡大した地図となっております。本件区間の東側は事業が完了しており、西側は別事業となっております。未整備区間は、青色の「道路拡幅、歩道未整備」と記載のある箇所となっております。

スライド30ページをご覧ください。

本件区間は、住宅密集地となっており、通勤通学のために、京急及び市営地下鉄上大岡駅、京急弘明寺駅等に向かう歩行者・自転車等の往来が相当程度あり、近隣には小中学校、医療機関、大型スーパー等があり、日常生活を支える道路となっています。

スライド31ページをご覧ください。

こちらは本件区間の写真ですが、上2枚のとおり歩道がなく、左上の写真では、電柱をよけるために歩行者が車道にはみ出しています。

右上の写真では歩行者をよけるために車がセンターラインを越えて走行するよ

うな状況となっています。

また、左下の写真ですが、バスのような大型車両はすれ違ふことができず、交互に通過している状況となっています。

右下の写真は本件区間に進入する際の視点で、左側の見通しが確保できておりません。

このように本件区間の道路幅員は狭小で最小箇所は約 5.9m となっていることから、道路構造令の基準を満たすような歩道の新設や車道の拡幅を行います。

スライド 32 ページをご覧ください。

次に法第 20 条の 4 つの要件について、ひとつずつ確認していきます。

まずは第 20 条第 1 号要件です。

第 1 号の要件は「事業が法第 3 条各号の一に掲げるものに関するものであること」ですが、本事業は法第 3 条第 1 号「道路法による道路」に該当する事業であると認められるため、本要件を充足しています。

スライド 33 ページをご覧ください。

次に第 2 号要件の「起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること」についてです。起業者（横浜市）は道路管理者であり、必要な予算措置を講じており、事業を遂行する意思と能力を有する者であると認められるため、本要件を充足しています。

スライド 34 ページをご覧ください。

次に第 3 号要件の「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること」を審査します。具体的には、「得られる公共の利益」と「失われる利益」の比較衡量を行います。

まずは「得られる公共の利益」についてです。

整備前の課題の一つ目は交通事故が多発していることです。表は本件区間における平成 30 年から令和 4 年までの 5 年間の交通事故発生状況を示しています。未整備区間は 65m になりますが、こちらで 10 件、整備済区間は 485m でこの区間では 19 件事故が起きています。100m 当りに換算しますと未整備区間が 15.4 件、整備済区間が 3.9 件となっており、未整備区間の道路幅員が狭小であるため、交通事故発生率が高くなっています。

スライド 35 ページをご覧ください。

整備前の課題の二つ目は、大型車両のすれ違ひが困難で、緊急車両の円滑な通行が妨げられていることです。本路線には消防出張所が 2 か所あり、また本路線

付近に医療機関が複数あり、緊急車両の円滑な走行に支障をきたしています。

スライド 36 ページをご覧ください。

次は、整備内容です。先ほどの課題を解決するため「歩道の新設及び車道の拡幅」を行います。整備効果の一つ目として、整備により現在車道部の通行を余儀なくされている歩行者の安全を確保することができ、交通事故件数を減少させる効果が期待されます。

スライド 37 ページをご覧ください。

整備効果の二つ目は大型車両同士のすれ違いが停車等をすることなく円滑に行われるようになります。このことにより、緊急車両等の円滑な走行環境の確保が期待できます。

スライド 38 ページをご覧ください。

次に失われる利益の一つ目です。本事業は環境影響評価の対象ではないのですが、起業者が任意で大気質、騒音及び振動について調査を行ったところ、全て関係法令の基準を満たしておりました。

スライド 39 ページをご覧ください。

失われる利益の二つ目ですが、埋蔵文化財は存在せず、また、希少野生動植物への影響は軽微であることが確認されました。

以上のことから失われる利益は軽微であると認められます。

スライド 40 ページをご覧ください。

また、事業計画の合理性については、本事業が都市計画事業で都市計画決定された内容と整合しているため代替案の比較は不要となりました。

スライド 41 ページをご覧ください。

以上のことから、本事業の施行によって得られる公共の利益は、失われる利益に優越するものと認められ、また、事業計画の合理性が認められることから、本事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められます。

よって、第 3 号要件を充足しています。

スライド 42 ページをご覧ください。

次に、第 4 号要件の「土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること」です。

こちらでは第 1 号から 3 号までに検討されていない事項に関して検討します。

早期に施行する必要性や、起業地の範囲の合理性等を検討していきます。

早期施行の必要性については、交通事故の多発や緊急車両の円滑な走行に影響

が生じているため、必要性が高い事業であると認められます。

また、起業地の範囲についても、事業計画に必要な範囲であり、収用・使用の範囲の別も合理的であると認められました。

よって、第4号要件を充足しています。

スライド43ページをご覧ください。

以上のことから、法第20条の4つの要件を全て充足していたため、事業の認定を行っております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

【議長(嘉藤委員)】

ありがとうございました。

ただいまの説明について、何かご質問等ございますでしょうか。

先ほどもご案内のとおり、いわゆる公共事業は日々行っておりますけれども、通常は任意買収で土地の取得がなされておりますので、土地収用に進むことは、あまりありません。さらに、審議会における審議となりますと、事業認定申請に係る事業について不服がある場合に限られますので、数は少ないということではございますけれども、案件が出た場合には、土地収用法の規定にのっとりまして、中立性、公正性を旨としてご審議いただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上が次第の「3 その他」の内容でございました。

本日予定されておりました議題等は以上でございます。

小峯委員、ご質問ございますか。

【小峯委員】

昨今の雨の降り方など、災害が多くなっています。広島では逆線引きというのですが、災害対策として、市街化調整区域の見直しなどを行っています。

神奈川県においても、将来的に災害が多発した場合の対応として、市街化調整区域などにする場合、収用の話が出てくるのかを教えてくださいませんか。

【議長(嘉藤委員)】

事務局、ご質問につきまして、いかがでしょうか。

【事務局】

災害対策事業において、任意交渉による用地取得が困難となり、土地収用を検討している場合の話だと思いますが、災害等により市街化調整区域などの見直しを行うということは、おそらく都市計画を変更することになりますので、都市計画法の範疇になると思われます。都市計画事業で進めた事業というのは、事業認定は不要となります。

【小峯委員】

都市計画を大元から変更し、災害対策のための事業を行う場合は、事業認定は該当しないということですね。

ありがとうございました。

【議長(嘉藤委員)】

ありがとうございます。その他、質問等はございますでしょうか。

【原田委員】

今の小峯委員のご質問につながる話となると思うのですが、事業認定するために、土地収用法の第3条に該当することが前提になると思うのですが、第3号の2地すべり等防止法であるとか、第3号の3急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊防止施設など、そういったことが規定されているので、場合によっては災害の防止等の事業も対象になるのではと思いました。

また、先ほど、事務局からご説明があった都市計画という話では、スライド18ページに「都市計画事業で都市計画決定された内容と整合していれば、代替案比較は不要」とありましたが、一方で、先ほどの小峯委員のご質問に対する事務局の説明では、「都市計画事業で進めた事業というのは、事業認定は不要」とのことでした。

都市計画のところでクリアすれば、事業認定が不要ということであれば、同じく都市計画の条件を満たしている際に適用される代替案比較不要の話はどのように解釈すればよいのでしょうか。

【事務局】

事務局から補足させていただきます。

都市計画事業でのお話をさせていただきましたが、正確に言いますと、都市計画事業で事業認可が下りているもの、これに関しては事業認定不要で、収用裁決の申請ができますので、完全に事業認定の範疇から外れるということになります。

ただ、都市計画事業で本体事業としては事業認可を受けているけれども、附帯事業で工事ヤードが必要になるですとか、関連事業で付替道路が必要になるといった場合に、事業認可からすこし外れてしまう箇所が出てくる場合には、その箇所に関しては、土地収用法上の事業認定が必要になるということも起こり得ます。

【用地課長】

補足させていただきます。

先ほど原田委員からもありましたが、災害関連の事業としては、砂防法ですとか、急傾斜ですとか、地すべり等の事業について、事業認定申請が出てくる可能性はあると思います。

例えば、砂防法による砂防設備は、山の中で砂防ダムをつくるというような事業が該当しますが、山の中ですので任意買収が難航することがほとんどないと思われるため、実際には事業認定申請としてあがってくることはないのではというところです。

ただし、土地収用法第3条に掲げられている事業について、事業認定申請があり、それに対して反対意見が出てきた場合は、事業認定審議会が開催されることとなります。

以上です。

【議長(嘉藤委員)】

ありがとうございます。

そのほか、ご質問いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ご質問いただき、ありがとうございました。

それでは、「3 その他 土地収用制度について」はここまでとさせていただきます。

本日本日予定されている議題等は以上でございます。

最後に、本日の議事録の公開方法について確認したいと思います。この点につきまして事務局から説明をお願いします。

【事務局】

審議結果は、運営規程に基づき、県のホームページへの掲載などにより、公開することになります。そこで一つ目、発言された委員の氏名をお出ししてよいか、二つ目、文章的に整理し、委員の皆様の同意をいただいた上で、発言内容を掲載してよいかという2点について確認をお願いしたいと思います。

なお、これまで委員の改選時に開催された審議会については、全て発言者名を記載し、発言内容を公表しております。以上でございます。

【議長(嘉藤委員)】

ありがとうございました。

先ほどの発言内容が委員の方のお名前のついた形で公開されるということになるわけでございます。

この点でご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見なし)

それでは、発言した委員名を記載の上、発言内容を記載するということにいたします。

なお、細かい「てにをは」の訂正等、体裁については、会長の私にご一任いただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのような対応をさせていただきます。

他にご意見ご質問はございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

ご質問等ないようですので、本日につきましては以上で終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

この後の進行は事務局にお任せいたします。

【用地課長】

嘉藤会長ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の審議は終了いたします。

本日は、誠にありがとうございました。

以上